

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合があります。

(1) 当該申込に係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき。

2 前項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者とししない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者としします。(入札保証金等の返還)

第12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はこれに代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に支出負担行為担当者に提出しなければなりません。

(入札保証金等の帰属)

第14条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、町に帰属します。

2 落札者であって入札保証金の納付を免除された者が契約を締結しないときは、当該落札者の見積った契約金額(消費税相当額を含んだ額)の100分の8に相当する額の違約金を町に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

~~**第15条** 契約を締結しようとする者(契約保証金の納付を免除されている者を除く。)は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提出しなければなりません。ただし、町を被保険者とする履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。~~

~~2 前項に履行保証保険は、定額(定率)でん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。~~

~~3 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提出するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出してください。~~

(契約保証金等の充当)

第16条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(入札の取りやめ等)

第17条 支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別な事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第18条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前には、入札執行者に対し入札辞退届を直接提出し、若しくは郵便等により送付(入札日の前日までに到達したものに限り)し、又は口頭により辞退する旨を申し出ること。

(2) 入札執行中には、入札執行者に対し、入札辞退届若しくは辞退する旨を明記した入札書を直接提出し、又は口頭により辞退する旨を申し出ること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(異議の申立)

第19条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(前払金)

第20条 契約金額が1件500万円以上の工事で公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき登録を受けた保証事業会社と保証契約をした者については契約金額の100分の40以内の前払金を請求することができる。